

## 基本目標 5 ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします

### 【基本目標（再掲）】

社会経済活動の進展は、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらしましたが、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、さまざまな問題を引き起こしています。これらの問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済に根ざしたものです。その解決のためには、私たちはこれまでのライフスタイルを見直し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3 R <sup>スリーアール</sup>をはじめとする環境への負荷が少ない循環型社会を構築する必要があります。

このため、生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階において、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理を推進するとともに、「もったいない」と思う心の醸成などにより、ごみを減量し資源を有効活用するまちをめざします。

### 【施策体系（再掲）】

「ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします」の施策体系は以下のとおりです。

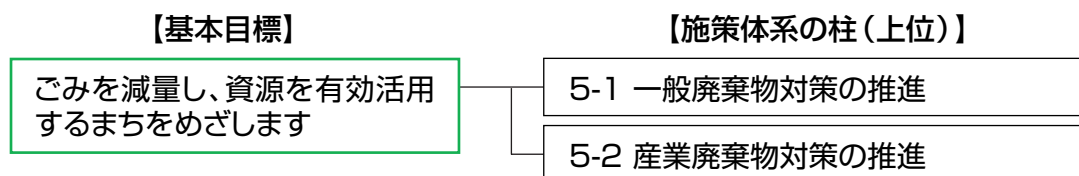


図3-5-1 「ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします」の施策体系

## 5-1 一般廃棄物対策の推進

### (1) 現況と課題

#### ア) 現況

国では、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」と定め、家庭から排出される廃棄物及び事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたります。一般廃棄物の処理は、市町村が統括的な責任を有しています。

市では、家庭から排出されるごみを収集所で収集し、市内の4施設で焼却・破砕しています。また、市内の事業者が排出する一般廃棄物については、有料で市の施設に搬入することができます。

平成21年度のごみ排出量（資源物を除く）は約36万tでした。その内訳は、家庭からの排出量25万t、事業所からの排出量11万tでした。これを、市民一人一日あたりのごみ排出量（資源物を除く）に換算すると約800g/人/日で、平成20年度に比べ約47gの減量が図られました。

資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTA等の団体が実施している団体資源回収運動によって、直接、再生利用事業者等が資源化しています。平成21年度の資源物排出量は、約7万5千tでした。

また、市内4つの処理施設で焼却・破砕されたごみの焼却灰（資源化されない部分）や残渣等の最終処分量の合計は、平成21年度には34,949tで、平成20年度に比べると約3,150t減少しました。

市内の最終処分場の残余容量は、平成21年度末で約136,391m<sup>3</sup>です。最近の年間埋立量（最終処分量）から推計すると、今後11年程度はこれらの施設に埋立が可能と考えられますが、既存施設をできるだけ長期間使用できるように、焼却灰をセメントとして有効利用するなど、埋立量を抑制し延命化に努めることが重要です。

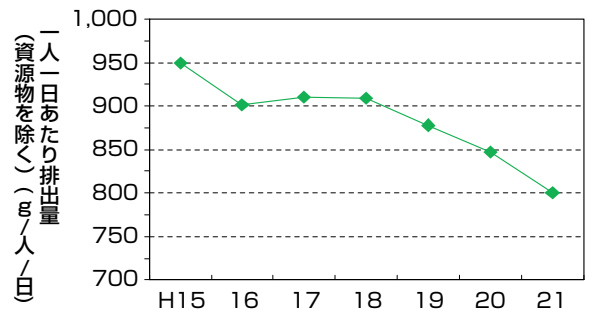


図3-5-2 市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

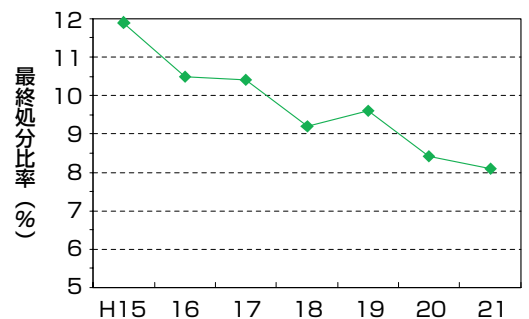


図3-5-3 最終処分量の推移



図3-5-4 廃棄物処理施設の配置図

## イ) 課題

今後は、家庭ごみの減量施策を継続するとともに、分別収集を推進すること、事業系ごみの排出量を抑制する施策を強化することが重要課題です。

健全な循環型社会を形成するためには、従来、ごみとしていたものを資源物として分別すれば済むのではなく、排出する資源物量の削減も同時にめざしていくことが重要です。

## (2) 個別目標

一般廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進するとともに、ライフスタイルや社会経済活動の大量生産・大量消費・大量廃棄型からごみを出さないものへの転換を促します。

「一般廃棄物対策の推進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-5-1 「一般廃棄物対策の推進」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
市民一人一日あたりのごみ排出量(資源物を除く) (資源循環政策課)	800g	780g (平成29年度)
一般廃棄物再生利用率 (資源循環政策課)	21.8%	34% (平成29年度)
一般廃棄物最終処分比率 (資源循環政策課)	8.1%	6% (平成29年度)

※平成23年度中に「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の改訂を予定しているため、目標値は今後改定を見込んでいます。

## (3) 施策展開の方向

「一般廃棄物対策の推進」の施策体系は以下のとおりです。

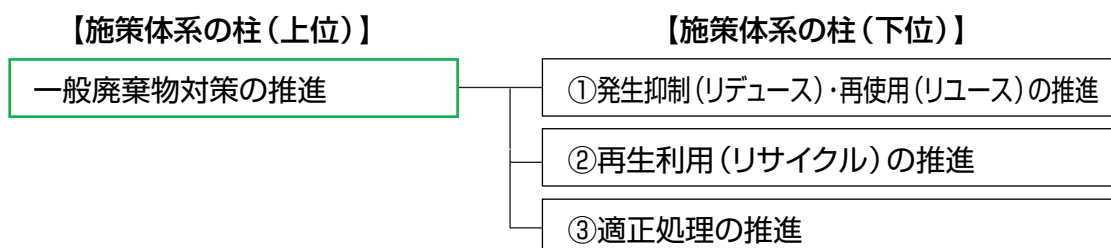


図3-5-5 「一般廃棄物対策の推進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

### ①発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

#### 【循環型社会に向けた基盤づくり】

・資源循環型社会の構築を総合的に推進するため、「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づ

き、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルに適切に取り組むとともに、環境負荷の少ないごみ処理システムを構築します。

- ・他の自治体と連携して、循環型社会の構築、ゼロエミッションの確立に向けた情報の収集と提供、基盤整備、普及・啓発を図ります。

#### 【ごみの発生抑制】

- ・日常生活に伴うごみの削減のためには、マイバッグ・マイボトルの携帯、レジ袋や過剰包装の辞退、電気機器や洋服等の長期使用など、ごみを発生させないライフスタイルの確立に向けた普及・啓発を行います。
- ・生ごみ処理容器購入者への補助、集団回収の補助などごみの発生抑制やリサイクルの自主的取組に対する支援に努めます。
- ・家庭ごみの有料化などのあり方についても今後検討を行います。
- ・事業活動に伴うごみの削減のためには、オフィスにおける紙使用削減、情報機器の導入によるペーパーレス化の推進、ごみ出にくい製品の開発、製造、販売等の普及・啓発を行います。
- ・事業用大規模建築物の所有者に対しては、減量計画書の提出など減量に向けた指導を行います。
- ・事業系ごみの自己処理の徹底のために啓発・指導を進めます。

#### ②再生利用（リサイクル）の推進

- ・リサイクルプラザや焼却灰資源化施設などリサイクル拠点の適正整備に努めるとともに、リサイクル基金の効果的な運用を行うなど、リサイクルを推進するための基盤整備に努めます。
- ・ごみの分別を徹底し、資源物として回収する種類や量を一層増やしていくとともに、回収された資源物が再使用、再生利用されるようグリーン購入の促進に向けた普及・啓発を行いながら、市民活動団体等と連携したリサイクルシステムの構築に努めます。
- ・食品残渣や剪定枝等を使ったバイオマスの利用を検討していきます。
- ・資源の集団回収などリサイクル活動への支援、フリーマーケットの開催など、市民や市民活動団体の自主的な再使用、再生利用の取組の支援に努めます。
- ・市は率先して、グリーン購入に努めるとともに、公共事業で、建設発生土や建設廃材等の再使用、再生利用、ごみ焼却灰を処理した熔融スラグなどの再生材の利用を推進します。

#### ③適正処理の推進

- ・適正なごみ処理のために、環境への影響を調査及び評価し、ごみの減量・減容化と熱回収、ダイオキシン対策、場内緑化など環境に配慮した処理施設の計画的な維持及び整備を推進します。
- ・不法投棄については、市民や事業者等への啓発を図るとともに、パトロール等の監視体制を強化し、早期発見と未然防止に努めます。
- ・ごみ焼却灰、し尿汚泥の再利用化を進めることにより、最終処分量の削減に努めます。

## 5-2 産業廃棄物対策の推進

### (1) 現況と課題

#### ア) 現況

事業所や建設現場等から発生する廃棄物のうち、「廃棄物処理法」に定められた20種類の廃棄物が「産業廃棄物」、そのうち爆発性・毒性・感染性等のおそれがあるものが「特別管理産業廃棄物」として区分されています。産業廃棄物の処理は排出事業者の責任において、自ら又は許可業者への委託により行われています。

表3-5-2 産業廃棄物に係る現況（実績報告による）

	17年度	18年度	19年度	20年度
市内の産業廃棄物発生量(t)	775,394	704,211	811,814	797,752
市外からの産業廃棄物発生量(t)	299,785	241,851	268,807	233,079
市内排出産業廃棄物のうち市外へ移出された量(t)	539,617	492,201	560,856	590,360

市内の産業廃棄物処理業者から提出された平成20年度における産業廃棄物の収集運搬実績報告による

と、さいたま市内で発生した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の量は約79万8千tで、多いものはがれき類が全体の約37%、汚泥が約31%でした。

また、平成20年度に各清掃事務所が把握した不法投棄件数は1,859件で、不法投棄されたごみの収集量は208.43tでした。さらに、産業廃棄物指導課が発見した不法投棄や野外焼却等の不適正処理件数は67件ありました。これらの不適正処理に対しては、速やかに実態を調査し、行為者が特定できたものについては改善指導を行っています。

#### イ) 課題

産業廃棄物排出量は、減少傾向で推移していましたが、平成19・20年度は平成18年度に比べ増加しています。建設工事から主に排出される汚泥、がれき類、陶器くず等の増加が認められます。特に汚泥は最終処分量が多く、市内に最終処分場がないことから、さらに再生利用を推進し減量する必要があります。

不法投棄や野外での焼却等の不適正な処理については、関係機関と連携して監視体制を強化し未然に防止するとともに、不法投棄等の防止に向けた普及・啓発が必要です。

### (2) 個別目標

産業廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進するとともに、処理施設における適正な処理、不法投棄対策等を推進します。

「産業廃棄物対策の推進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-5-3 「産業廃棄物対策の推進」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
産業廃棄物排出量 (産業廃棄物指導課)	1,438千t/年 (平成20年度)	1,438千t/年 (平成27年度)
産業廃棄物最終処分量 (産業廃棄物指導課)	25千t/年 (最終処分率2%) (平成20年度)	10千t/年 (平成27年度)



### (3) 施策展開の方向

「産業廃棄物対策の推進」の施策体系は以下のとおりです。

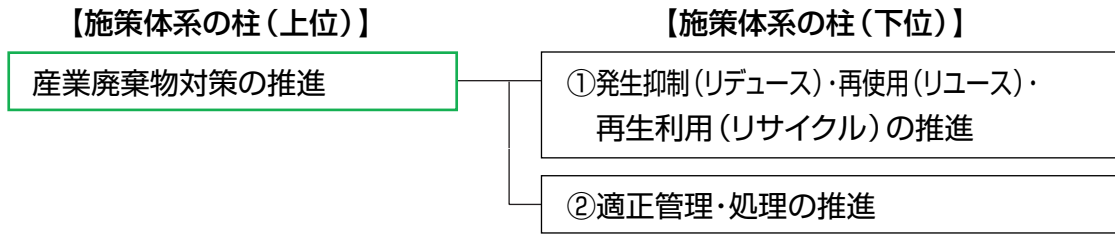


図3-5-6 「産業廃棄物対策の推進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

#### ①発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進

- ・資源循環型社会の構築を総合的に推進するため、「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、産業廃棄物の発生抑制、適正処理、再資源化の取組を促進します。

##### 【ごみの発生抑制】

- ・建設発生土や建設廃材等の再使用、再生利用について、普及・啓発を行います。

##### 【リサイクルの推進】

- ・資源ごみの回収と再資源化の促進、再生資源の活用の促進など、リサイクルの推進を図ります。

##### 【産業廃棄物対策】

- ・事業所や建設現場等から発生する産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関して、規制や指導、普及・啓発を行うとともに、産業廃棄物の減量化やリサイクルについての相談に対して、適正に対応します。

#### ②適正管理・処理の推進

##### 【ごみの適正処理】

- ・不法投棄については、市民や事業者等への啓発を図るとともに、パトロール等の監視体制を強化し、早期発見と未然防止に努めます。【再掲5-1(3)③】
- ・産業廃棄物の野積みや野焼き等については、指導を徹底するとともに不適正な処理を未然に防ぐための監視体制を強化します。

##### 【産業廃棄物処理】

- ・事業所や建設現場等から発生する産業廃棄物の削減に向けた規制や指導、普及・啓発を行うとともに、産業廃棄物に関する苦情に対して、適正に対応します。

##### 【PCB廃棄物の適正管理・処理】

- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用したコンデンサーなどを保有している事業者に対して、PCB廃棄物の適正保管、適正処理の推進に向けた指導を行います。